

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

名張市の人口は大規模な住宅地開発に伴って、昭和45（1970）年以降増加し、一時は人口増加率が全国1位になるなど、関西圏のベッドタウンとして発展を続けてきた。しかし、平成12（2000）年の約83,000人をピークに減少の一途をたどり、令和7年1月現在では約74,000人と、25年間で約10%減少している。

とりわけ、本市は同時期に同世代が転入した背景から、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進んでおり、さらに、就学・就職等を契機とした若年層の転出超過も大きな課題となっている。令和7年1月における生産年齢人口は約40,000人であり、10年前と比較し約17%減少している。今後も同人口の減少はさらに加速するとみられ、働き手の不足が喫緊の課題である。

本市の産業構成は売上高、従業者数ともに最も多いのが製造業であり、次いで卸売・小売業となっている。

製造業においては「八幡工業団地」をはじめとする工業団地が4箇所あり、操業当初から現在に至るまで市内経済の発展や雇用を支えている。製造出荷額はプラスチック製品製造業がトップであり、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業と続く。（令和3年経済センサス 活動調査）

そのほか、長年にわたり地域に根差した事業活動を行っている事業所も多数あり、既述した業種に加え、農林業、サービス業、建設業など多種多様な事業所が存在している。

現在、市内事業所は内需の縮小、原油価格・物価高騰などの厳しい局面に加え、デジタル化の急速な進展、SDGsの達成、カーボンニュートラルの実現や働き方改革など数多くの対応が必要となっている。また、後継者不在による廃業も今後増加していくものと思われ、経営力向上によるスムーズな事業承継を促す必要がある。

そのような中、設備投資を通じ、労働生産性を向上させることが働き手不足をはじめとする経営課題解決の一助となり、さらには事業所の新たな挑戦への後押しとなる。それらを通じ、事業所がより魅力を増し、長く事業を継続できる環境を整えることで、地域経済の活性化や雇用の維持・拡大、また、将来にわたって本市で暮らし、働きたいと思える市民や移住者の増加につながることを期待したい。

(2) 目標

本市は導入促進基本計画の策定により、市内の中小企業者による生産性向上を目的とした積極的な先端設備等の導入を促進する。本市産業振興の更なる促進のため、事業者による先端設備等導入計画の目標認定件数を年間5件・2年間で計

10件と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売・小売業、農林業等、多岐にわたり、幅広い業種の事業者が市内経済や雇用を支えている。これらの生産性向上を実現するためには、多種多様な設備投資の支援が必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は多岐にわたり、幅広い業種の事業者が存在することから、その地域も市内広域に及んでいる。このことから、あまねく事業者の生産性向上を実現するために、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

製造業、卸売・小売業、農林業等、幅広い業種が本市経済や雇用を支える産業の根幹となっている。したがって、本市の産業振興をさらに発展させるためには、あらゆる産業において生産性向上を実現する必要がある。

また、そのための事業者の取組は、新商品や新技術の開発、オートメーション化のさらなる促進、DX導入による業務効率化等、多種多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、雇用の創出・安定を図る観点から、市内に事業所を有し、かつ、当該事業所において労働に従事する者が常駐する中小企業者のみを認定の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

名張市内における雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備

等導入計画認定の対象外とする。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについても同様に、先端設備等導入計画認定の対象外とする。

先端設備等導入計画認定申請書、またそれに係る書類に虚偽の記載があると認められた場合、認定を取り消す場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。